

2022年12月14日

各 位

オリックス生命保険株式会社

法人向け新商品「PRIME 特定疾病」を発売

～特定疾病に重点的に備え、会社と経営者を守る生前給付保険～

オリックス生命保険株式会社（本社：東京都千代田区、社長：片岡 一則）は、2023年2月2日より、法人のお客さま向けに「PRIME 特定疾病 [プライム特定疾病]」（以下、本商品）の販売を開始しますのでお知らせします。

無配当 特定疾病保障重視型定期保険

PRIME 特定疾病

本商品は、特定疾病（がん（悪性新生物）・急性心筋梗塞・脳卒中）の罹患リスクに重点的に備え、万が一の場合の死亡保障も準備可能な定期保険です。経営者が特定疾病に罹患した場合の長期不在のリスク等、事業保障資金などの財源としてご活用いただけます。また、多忙な経営者の加入手続きの負担を軽減するため、本商品専用告知書で最高1億円までお申し込みが可能です。

【主な特徴】

① 特定疾病保障+死亡保障により、事業保障資金などの財源を確保

最長98歳まで保険期間を選択でき、特定疾病に加えて万が一の場合も保障することで、経営者に必要な事業保障資金（基本保険金額1億円まで）をご準備いただけます。

② 保障が不要になった場合は、解約払戻金^{※1}の活用が可能

万が一経営状況が悪化した場合の経営安定資金や、退職金の原資として、解約払戻金を活用いただけます。
※解約した場合、以後の保障はなくなります。

③ 告知書のみでお申し込みが可能^{※2}

過去14カ月以内に健康診断・人間ドックを受診している等所定の条件を満たしている場合、本商品専用告知書で最高1億円まで^{※3}お申し込みが可能です。

経営者の平均年齢は2021年で60.3歳と過去最高を更新し、また、60歳以降の特定疾病の患者数は増加傾向^{※4}にあります。職場復帰までに時間を要する場合や復帰を断念せざるを得ない状況に備え、大切な会社を守るための保険としてご活用いただくことを目的に、本商品を開発しました。

当社は、今後も時代のニーズに合った商品をご提供し、多くのお客さまに選ばれる保険会社であり続けることを目指してまいります。

※1 解約払戻金の額は、契約年齢、保険期間、経過年数などによって異なります。また、保険期間満了時の解約払戻金はありません。

※2 医師の診査が必要になる場合もあります。

※3 第1保険期間、保険期間、契約年齢等により取扱いが異なります。

※4 参照：帝国データバンク 全国「社長年齢」分析調査（2021年）および厚生労働省「平成29年患者調査」

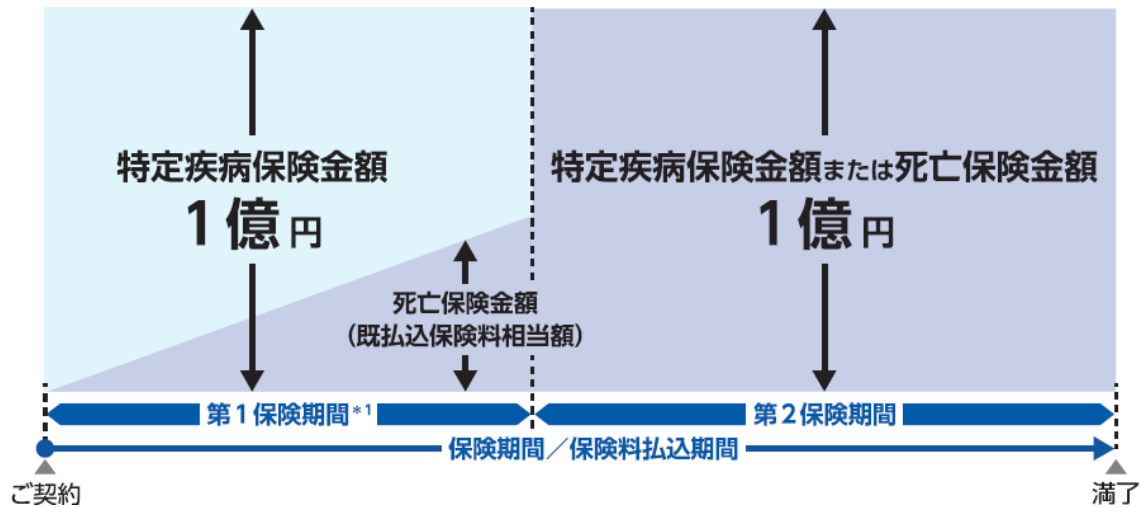
以 上

<本件に関するお問い合わせ先>

経営企画部広報チーム 高原・林・岩井 TEL：03-4212-4034

【商品の仕組み】（イメージ図）

基本保険金額：1億円の場合



*1 第1保険期間は、5年、10年、20年から選択できます。

※ 悪性新生物による特定疾病保険金については、責任開始日からその日を含めて91日目（悪性新生物責任開始日）より保障を開始します。

概要	<ul style="list-style-type: none"> ・保険期間は「第1保険期間」と「第2保険期間」に区分しています。 ・第1保険期間中（契約当初5年または10年または20年）は、特定疾病（がん（悪性新生物）・急性心筋梗塞・脳卒中）に対して重点的に備え、死亡に対する保障を抑制しています。 ・第2保険期間中は、死亡と特定疾病の両方に幅広く備えることができます。
----	---

【主な保険料例〔月払（口座振替）〕】 ※保険料は2023年2月2日時点のもの （ご契約例）

基本保険金額：1億円、保険期間：98歳満了、第1保険期間：5年

契約年齢	保険料（円）	
	男性	女性
40歳	269,800	228,600
50歳	374,900	289,500
60歳	537,800	382,500

【参考】

～保障内容～

（主契約）

	保険金名称	支払事由	支払額
第1保険期間	特定疾病保険金	<p>【悪性新生物】</p> <p>悪性新生物責任開始日*2以後、第1保険期間中に初めて約款所定の悪性新生物と診断確定されたとき（「上皮内新生物」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は対象外）</p> <p>*2 悪性新生物責任開始日は、責任開始日からその日を含めて91日目となります。</p>	基本保険金額

		<p>【急性心筋梗塞】 責任開始日以後に約款所定の急性心筋梗塞を発病し、第1保険期間中に次のいずれかに該当したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき ・急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、約款所定の手術を受けたとき 	
		<p>【脳卒中】 責任開始日以後に約款所定の脳卒中を発病し、第1保険期間中に次のいずれかに該当したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・60日以上、言語障害、運動失調、まひ等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ・脳卒中の治療を直接の目的として、約款所定の手術を受けたとき 	
	死亡保険金	死亡したとき	既払込保険料相当額*3*4
第2保険期間	特定疾病保険金	<p>【悪性新生物】 悪性新生物責任開始日以後、第2保険期間中に初めて約款所定の悪性新生物と診断確定されたとき（「上皮内新生物」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は対象外）</p>	基本保険金額
		<p>【急性心筋梗塞】 責任開始日以後に約款所定の急性心筋梗塞を発病し、第2保険期間中に次のいずれかに該当したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき ・急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、約款所定の手術を受けたとき 	
		<p>【脳卒中】 責任開始日以後に約款所定の脳卒中を発病し、第2保険期間中に次のいずれかに該当したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・60日以上、言語障害、運動失調、まひ等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ・脳卒中の治療を直接の目的として、約款所定の手術を受けたとき 	
	死亡保険金	死亡したとき	

*3 詳細は約款をご確認ください。

*4 解約払戻金が既払込保険料相当額を上回るときは、解約払戻金額を死亡保険金としてお支払いします。

※ ご契約の内容などによっては、第2保険期間中に払込保険料累計額が基本保険金額を上回る場合があります。

※ 特定疾病保険金、死亡保険金は重複してお支払いしません。

※ 支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、保障は消滅します。

～主な取り扱い～

契約形態	法人契約
契約年齢	15歳～75歳（保険期間により異なる）
基本保険金額	300万円～1億円（契約年齢により異なる）
取扱単位	10万円
保険期間*5・保険料払込期間 （第1保険期間＋第2保険期間）	60歳～98歳
第1保険期間	5年・10年・20年
第2保険期間	第1保険期間満了日の翌日から保険期間満了日までの期間
契約者貸付	利用可

*5 保険期間は最低20年間（第2保険期間は最低10年間）が必要となります。

保険料を損金算入しても、「保険金」や「解約払戻金」等は益金に算入され、
原則、課税される金額は同額となり、節税効果はありません。
また、法人から役員等への名義変更についても、原則、節税効果はありません。

本資料は商品の概要について記載したものです。生命保険契約のご検討に際しては、必ず「商品パンフレット」「ご契約のしおり／約款」「契約概要／注意喚起情報」「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」などを参照のうえ、税務取り扱いについてもあわせてご確認ください。